

# 令和5年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金 公募説明会

令和5年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金事務局

1. 事業の目的
2. 事業の概要
3. 補助対象者
4. 補助対象者の要件
5. 補助対象経費
6. 補助事業のスケジュール
7. 提出書類について
8. 応募手続き等の概要
9. お問い合わせ先
10. Q&A

# 1. 事業の目的・補助対象事業

本事業は、複数の中小企業等が連携し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性向上を図るプロジェクト、新分野、業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクトについて、その経費の一部を支援することを通じて、中小企業等の経済構造転換及び生産性向上を実現することを目的とします。

※本事業の補助対象者は、令和4年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金に2年間での支援を希望する事業計画を提出して交付を受けたものに限りです。

## 2. 事業の概要

項目	要件
概要	複数の中小企業等が連携し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性向上を図るプロジェクト、新分野、業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクトについて、その経費の一部を最大2年間支援します。
補助金額	【連携体としての補助上限額】 ①連携体の構成員ごとに、以下の基準に沿った金額を合計します。 従業員数21人以上：2,500万円 6～20人：2,000万円 5人以下：1,500万円 ②ただし、1連携体につき、1億円を補助上限額とします。 ③また、経済産業省が定める「 <a href="#">事業再構築指針</a> 」の要件を満たす事業計画に取り組む構成員については、補助上限額を1構成員当たり1,000万円加算して連携体の補助上限額を算出することが認められます。その場合1連携体につき、1.5億円を補助上限額とします。
補助率	中小企業者・特定事業者1 / 2以内、小規模企業者・小規模事業者2 / 3以内
設備投資	単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要
補助対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、研修費
補助要件	次の要件を満たす事業者が応募申請することができます。 ・以下の条件を全て満たす3～5年の事業計画書を策定するとともに、賃上げの実行について誓約書を提出すること ① 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加。 ② 事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする。 ③ 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加。 ※ 要件未達の事業者について、天災等の事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金の一部返還を求めます。

## 3. 補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する以下のア～ウのいずれかの要件を満たす者に限りま  
す。なお、大企業、大学、研究機関等を連携体に含めることはできますが、補助対象者に該当しない者又は該当しなくなった者は  
補助金の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。

### ア 【中小企業者・小規模事業者等】

資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。（「中小企業等経営強化  
法」第2条第1項に規定する者を指す。）

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業（ゴム製品製造業を除く）	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト 製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

## 3. 補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する以下のア～ウのいずれかの要件を満たす者に限りま  
す。なお、大企業、大学、研究機関等を連携体に含めることはできますが、補助対象者に該当しない者又は該当しなくなった者は  
補助金の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。

### イ 【「中小企業者等」に含まれる「中小企業者」以外の法人】

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人（企業組合等）又は法人税法別表第二に  
該当する法人（※1、2）、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法  
律により公益法人等とみなされる法人であること（※2、3）。

- ※1 一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となります。
- ※2 いずれの法人も従業員数が300人以下である者に限ります。
- ※3 法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能です）、収益  
事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象となりません。また、生産性の向上や事業  
の構造転換を促すこと等を目的とする本事業の趣旨から、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象となりません。

## 3. 補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する以下のア～ウのいずれかの要件を満たす者に限りません。なお、大企業、大学、研究機関等を連携体に含めることはできますが、補助対象者に該当しない者又は該当しなくなった者は補助金の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。

### ウ 特定事業者

中小企業等経営強化法第2条第5項に規定するもののうち、以下（1）～（4）のいずれかに該当するものであって、上記「イ」に該当しないもの

#### （1）生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

- その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人（卸売業を主たる事業とする事業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

#### （2）酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会（酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合）

- その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であるものであって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。
- （酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合）その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人（酒類卸売業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

#### （3）内航海運組合、内航海運組合連合会

- その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

#### （4）技術研究組合

- 直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。
  - 中小企業等経営強化法第2条第5項第1号～第4号に規定するもの
  - 企業組合、協同組合

## 3. 補助対象者

以下のいずれかに該当する事業者は、補助対象外となります。

### ・次の（１）～（５）のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）

- （１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- （４）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （５）（１）～（３）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

- 資本金及び従業員数がともにアの表の数字を超え、ウにも該当しない場合、大企業に該当するものとします。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しません。
- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- 公募開始時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える事業者。
- 応募申請時点から交付申請までの間に、上記ア～ウのいずれの要件も満たさなくなった事業者。

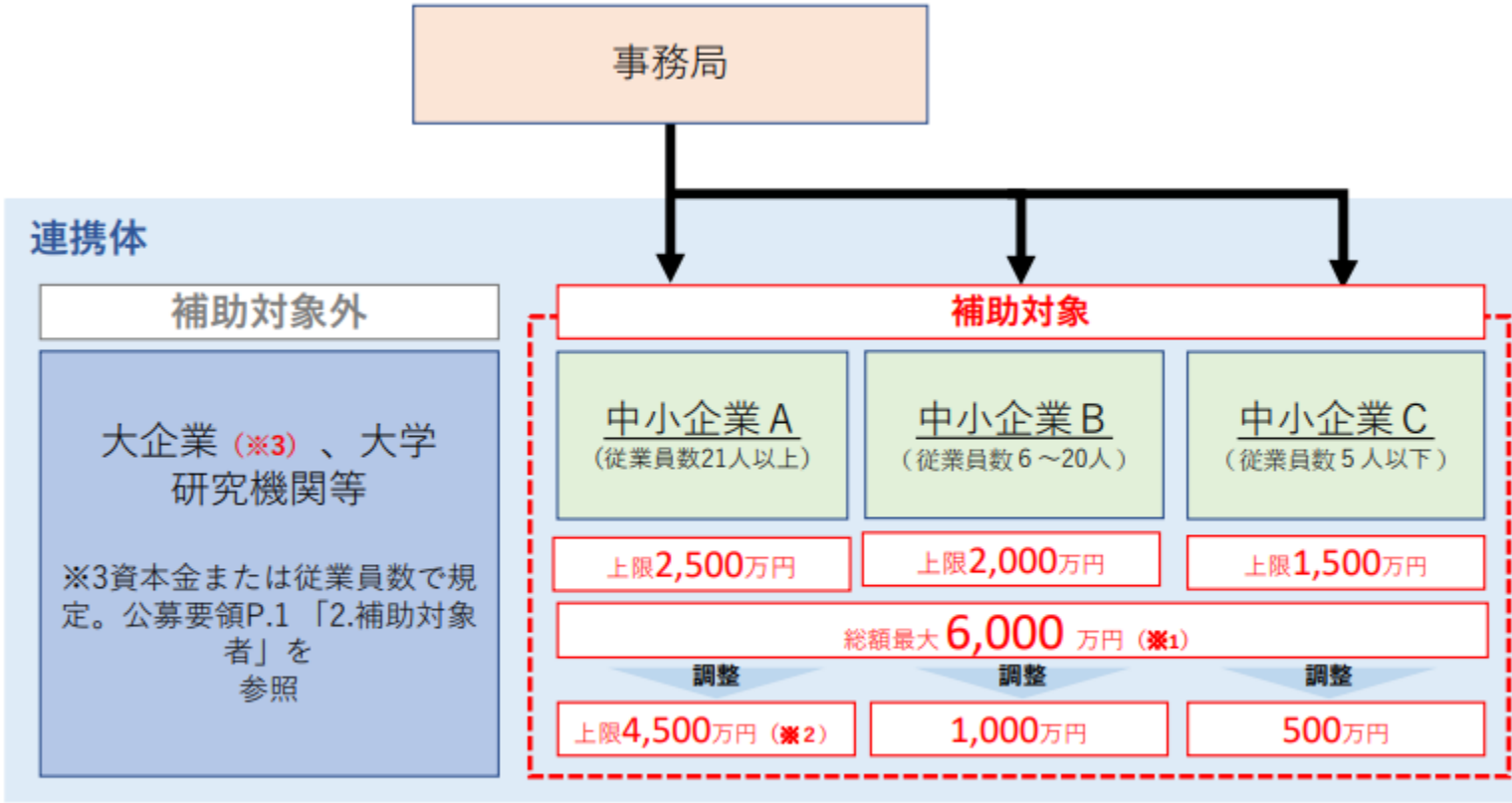


### 3. 補助対象者の連携体

- ① 連携体の構成の必要十分性等についても審査を行います。例えば、連携体構成員が単に共通の設備投資を行う事業計画であるなど、本事業の趣旨にそぐわないような事業計画組である場合には、審査において減点又は要件不備として不採択と判断される場合があります。
- ② 応募申請事業者のすべてが、事業期間終了後に付加価値額年率3%以上増加・給与支給総額年率1.5%以上増加・事業所内最低賃金+30円以上を達成することを満たす必要があります。
- ③ 採択された連携体の構成員が、交付決定前に補助対象外事業者であると発覚した場合は連携体の事業全体が採択取消、交付決定後に発覚した場合は中止若しくは廃止となります。
- ④ 交付決定後、連携体の構成員が補助事業を廃止する際、連携体全体の事業計画に大きな支障がない場合は、廃止する事業者が補助事業者の廃止の承認を受けること、かつ、連携体の他の事業者が事業計画の変更の承認を受けることで、連携体の他の事業者の補助事業継続が可能です。ただし、1事業者を除いて残りの全ての事業者が補助事業を廃止するなど、明らかに事業計画が遂行できない場合は、補助事業全体を廃止としていただきます。
- ⑤ 連携体の構成員間において100%株式を有している企業は対象外となります。また、親会社と50%超の議決権を有する子会社の場合は、いずれか1社のみ申請が可能です。個人の場合も同様の扱いとなります。
- ⑥ **令和4年度に提出した事業計画から連携体構成員の増員・変更はできませんが、減員は可能です。**

### 3. 補助対象者の連携体 モデルケース

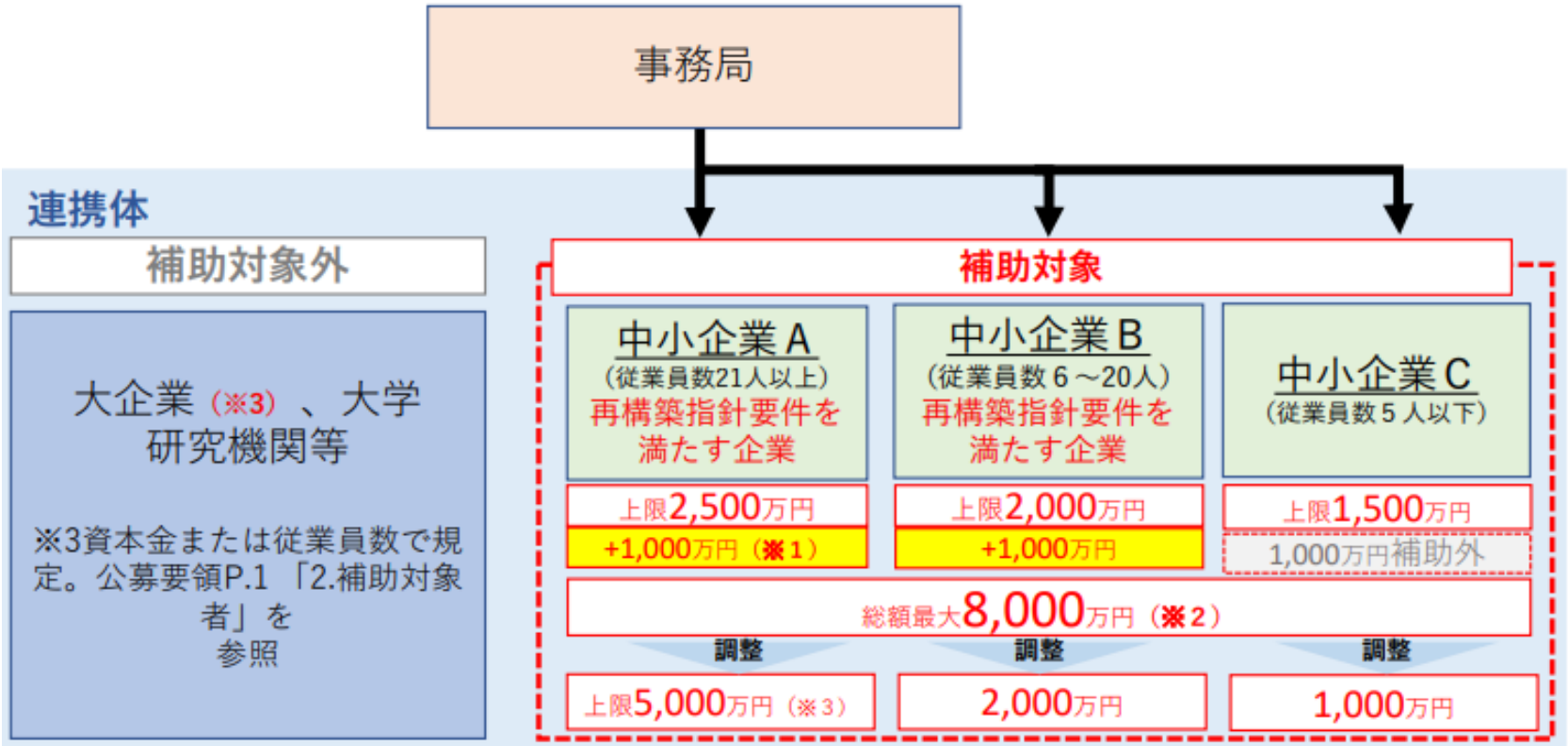
【モデルケース①】一般的なパターン（連携体内での調整）



※1 補助金の総額は、**1連携体につき1億円が上限**。  
 ※2 連携体全体の補助上限額の範囲内であれば、連携体を構成する各事業者の補助金額は柔軟に設定可。ただし、1者当たりの補助上限額は、**5,000万円以内又は連携体全体の補助上限額の3/4以内（今回の場合、4,500万円）**のいずれか**低い金額**。

### 3. 補助対象者の連携体 モデルケース

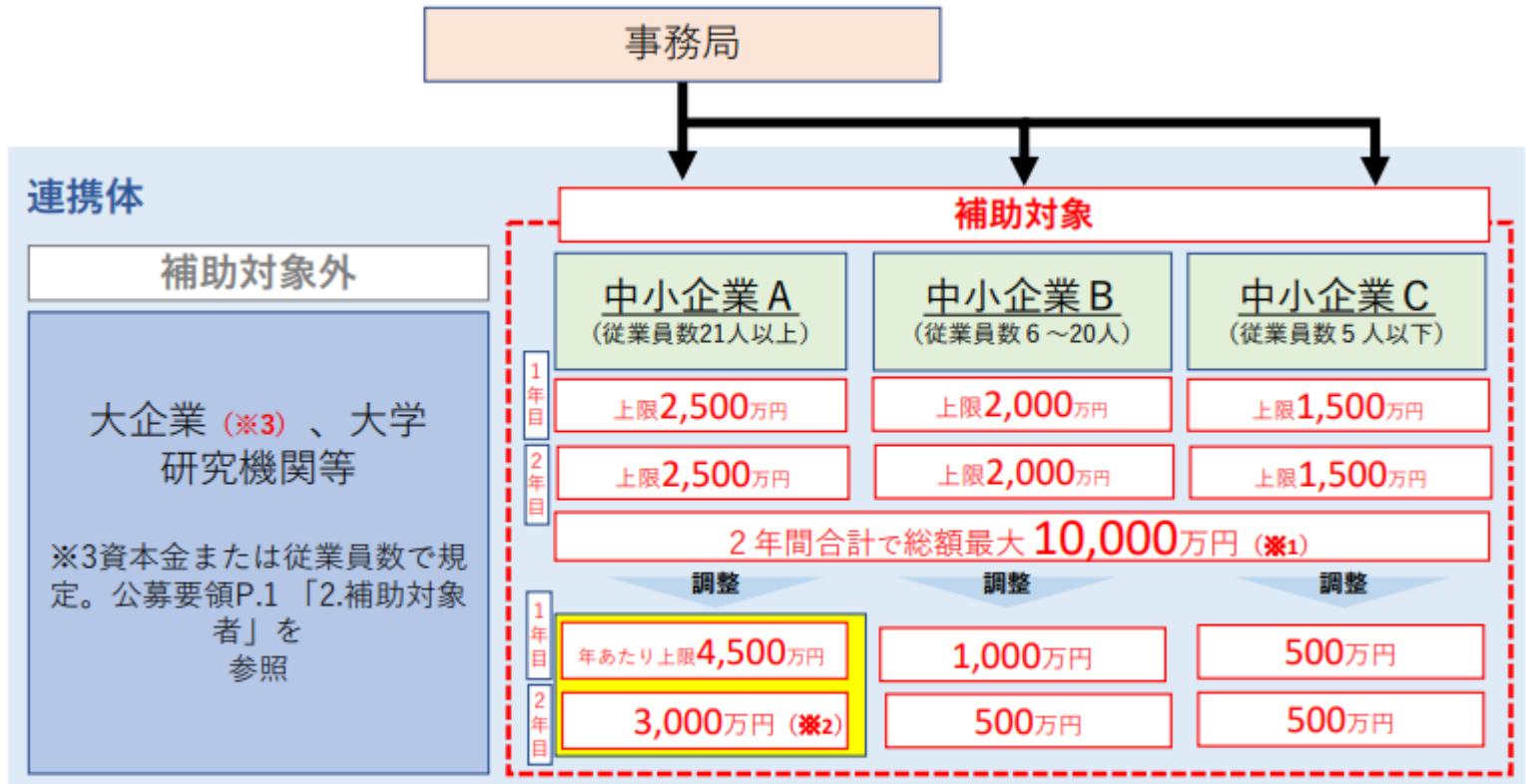
【モデルケース②】再構築指針の要件を満たす企業を含む場合



※1 事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者には、補助上限額を1者当たり1,000万円加算。  
 ※2 事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者は、1連携体につき1.5億円が上限。  
 ※3 連携体全体の補助上限額の範囲内であれば、連携体を構成する各事業者の補助金額は柔軟に設定可。ただし、1者当たりの補助上限額は、5,000万円以内又は連携体全体の補助上限額の3/4以内（今回の場合、6,750万円）のいずれか低い金額。

# 3. 補助対象者の連携体 モデルケース

【モデルケース③】 2年間継続して事業を行う場合



※1 1連携体につき、**2年間合計で1億円が上限**。  
 ※2 連携体全体の補助上限額の範囲内であれば、連携体を構成する各事業者の補助金額は柔軟に設定可能。ただし、**年あたりの1者当たりの補助上限額は、5,000万円以内又は連携体全体の補助上限額の3/4以内**（今回の場合は、**1年目が4,500万円、2年目が3,000万円**）のいずれか**低い金額**（ただし、**1者あたり2年間合計で最大8,000万円以内**）とする。

## 4. 補助対象者の要件

○ 交付決定日から令和6年2月29日（木）までにすべての発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きを完了させてください。その上で、令和6年2月29日（木）までに実績報告書の提出ができる予定の方が応募申請の対象となります。

○以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、誓約書を事務局に提出すること。

- ① 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加（被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率平均1%以上増加）。
- ② 事業計画期間において、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にする。
- ③ 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%増加（付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの。）。

○日本国内に補助事業の実施場所（工場や店舗等）を有していること。

○以下に同意の上、事業計画を策定・実行すること。

- 応募申請時点で、応募申請要件を満たす賃金引上げ計画を策定していることが必要です。補助金交付後に策定していないことが発覚した場合は、補助金額の返還を求めます。
- 財産処分や収益納付等も含め、補助金等の返還額の合計は補助金交付額を上限とします。



## 5. 補助対象経費

<p><b>機械装置・システム構築費</b></p>	<p>①専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機等）の購入、製作、借用に要する経費          ② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費          ③①もしくは②と一体で行う、改良・修繕、据付け、撤去又は運搬に要する経費</p> <p>※1 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となります。          ※2 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象となります。          ※3 「改良・修繕」とは、本事業で購入する機械設備の機能を高め又は耐久性を増すために行うものです。既存設備の改良・修繕は対象外です。          ※4 「据付け」とは、本事業で購入する機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事、既存設備の撤去費用は含みません。          ※5 「撤去」とは、本事業で購入する機械・装置の設置に当たって必要な既存設備の処分であって軽微なものに限ります。          ※6 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象になります。</p>
<p><b>技術導入費</b></p> <p>※上限額          =補助対象経費総額（税抜き）の3分の1</p>	<p><b>本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費</b></p> <p>※1 知的財産権を所有する他者から取得（実施権の取得を含む）する場合は書面による契約の締結が必要となります。          ※2 技術導入費支出先には、専門家経費、外注費を併せて支払うことはできません。</p>

## 5. 補助対象経費

<p><b>専門家経費</b></p> <p>※上限額 =補助対象経費総額 (税抜き)の2分の1</p>	<p><b>本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</b></p> <p>※1 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることができます。(※2の謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限)。)</p> <p>※2 専門家の謝金単価は以下の通りとします(消費税抜き)。          ・大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師等：1日5万円以下          ・大学准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネータ等：1日4万円以下</p> <p>※3 旅費は、経済産業省大臣官房会計課が定める「補助事業事務処理マニュアル」(令和4年2月版)の通りとします。</p> <p>※4 専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできません。</p>
<p><b>運搬費</b></p>	<p><b>運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</b></p> <p>※ 購入する機械装置の運搬料については、機械装置・システム構築費に含めることとします。</p>
<p><b>クラウドサービス利用費</b></p>	<p><b>クラウドサービスの利用に関する経費</b></p> <p>※1 専ら、補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用費であって、他事業と共有する場合は補助対象となりません。</p> <p>※2 具体的には、サーバーの領域を借りる費用(サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用)、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となります。サーバー購入費・サーバー自体のレンタル費等は対象になりません。</p> <p>※3 サーバーの領域を借りる費用は、見積書、契約書等で確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。</p> <p>※4 クラウドサービス利用に付帯する経費についても補助対象となります(例：ルータ使用料・プロバイダ契約料・通信料等)。ただし、あくまでも補助事業に必要な最低限の経費であり、販売促進のための費用(ホームページ作成料等)は対象になりません。また、パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は対象になりません。</p>

## 5. 補助対象経費

<p><b>原材料費</b></p>	<p><b>試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費</b></p> <p>※ 1 試作品の開発のために購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。</p> <p>※ 2 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作・開発等の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管（保管が困難なものは写真撮影による代用も可）しておく必要があります。</p>
<p><b>外注費</b></p> <p>※ 上限額 = 補助対象経費総額（税抜き）の2分の1</p>	<p><b>新製品・サービスの開発に必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費</b></p> <p>※ 1 外注先が機械装置等を購入する費用は補助対象になりません。</p> <p>※ 2 外注先との書面による契約の締結が必要です。</p> <p>※ 3 機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置・システム構築費」に計上してください。</p> <p>※ 4 外注費の合計額は、補助対象経費総額（税抜き）の2分の1を上限とします。</p> <p>※ 5 外注先には、技術導入費、専門家経費を併せて支払うことはできません。</p>
<p><b>知的財産権等関連経費</b></p> <p>※ 上限額 = 補助対象経費総額（税抜き）の3分の1</p>	<p><b>新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費</b></p> <p>※ 1 今回の事業の成果に係る発明等ではないものは、補助対象になりません。また、事業期間内に出願手続きを完了していない場合は、補助対象になりません。</p> <p>※ 2 知的財産権の取得に要する経費のうち、以下の経費は、補助対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の特許庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）</li> <li>・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費</li> </ul> <p>※ 3 国際規格認証の取得に係る経費については補助対象になります。</p> <p>※ 4 補助対象経費総額（税抜き）の3分の1を上限とします。</p> <p>※ 5 本事業によって知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。</p>

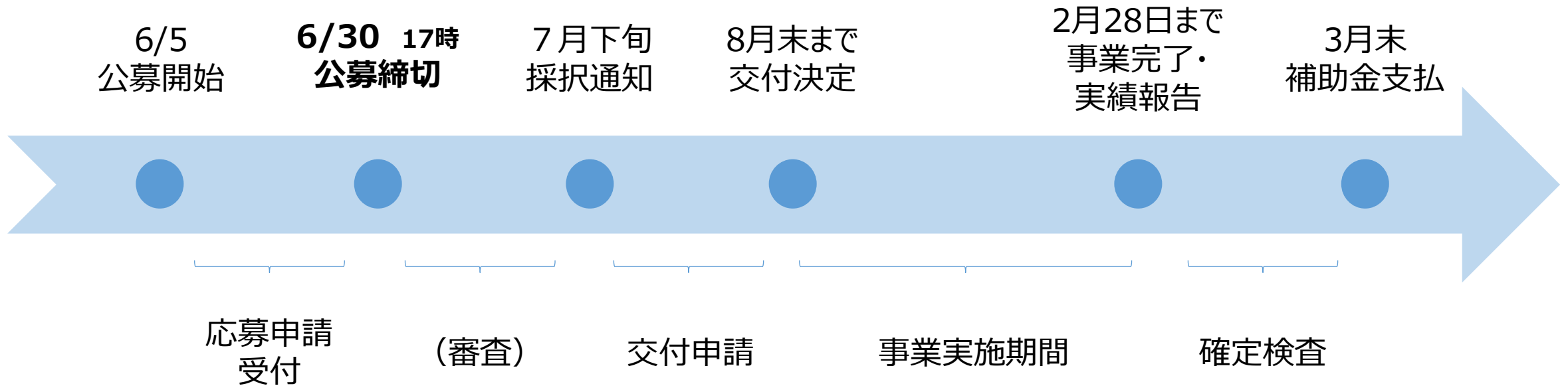


## 5. 補助対象経費

<p><b>研修費</b></p> <p>※上限額 =補助対象経費総額（税 抜き）の3分の1</p>	<p><b>本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費</b></p> <p>※ 1 補助事業の遂行に必要な教育訓練や講座受講等は補助対象外となります。</p> <p>※ 2 教育訓練や講座受講等に係る費用の補助を希望する場合は、事業計画書中に①研修名、②研修実施主体、③研修内容、④研修受講費、⑤研修受講者についての情報を必ず記載してください（この5点が明記されていない場合や、不適切と考えられる訓練や講座の費用が計上されている場合などは、研修費を補助対象経費とすることはできません）。</p> <p>※ 3 研修受講以外の経費（入学金、交通費、滞在費等）は補助対象外となります。</p> <p>※ 4 教育訓練給付制度など、本事業以外の国や自治体等からの教育訓練に係る補助・給付を受けている場合は、補助対象経費にすることはできません。</p>
--	--

## 6. 補助事業のスケジュール

公募締め切りから補助金の支払いまでのスケジュールについて、下図のように予定しております。



# 7. 提出書類について

必要書類は以下の通りです。本年度から、応募様式3が追加されました。

分類番号	提出（添付）書類	ファイル名
1	【応募様式1】役員名簿	01_役員名簿（事業者名）.docx
2	【応募様式2関連】 応募様式2-1 会社全体の事業計画書 応募様式2-2 これまでに交付を受けた国等の補助金又は委託費の実績説明書 応募様式2-3 経費明細表 応募様式2-4 資金調達内訳	02_応募様式2関連(事業者名).xlsx ※応募様式2-1は令和4年度の交付申請時にご提出いただいた内容と同じものとしてください。なお、基準年度の数値について見込み値を記載した方は確定値に更新を行ってください。 ※応募様式2-3は連携体で同一の内容のものを提出してください。
3	【 <b>応募様式3</b> 】事業計画書	<b>03_応募様式3（事業者名）.docx</b>
4	【参考様式1】賃金引上げ計画の誓約書	04_賃上げ誓約書（事業者名）.pdf ※令和4年度の交付申請時にご提出いただいた【参考様式1】を再度提出してください。
5	決算書等（直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表  会社案内等の事業概要の確認ができる資料（会社Webページがない事業者、事業計画書のURLを記載しない事業者のみ）	【法人の場合】 06_第〇期決算書等（事業者名）.pdf ※1期分の決算書類を1ファイルにしてください。 【設立後間もないため決算書の提出ができない法人】 06_設立事業計画書等（事業者名）.pdf 【個人事業主の場合】 06_確定申告書等（事業者名）.pdf
6	従業員数の確認資料	【法人の場合】 07_法人事業概況説明書（事業者名） 07_労働者名簿（事業者名） 【個人事業主の場合】 07_所得税青色申告決算書（事業者名） 07_所得税白色申告収支内訳書（事業者名）

## 8. 応募手続き等の概要

- 本補助金は、補助金申請システム「jGrants」により応募申請を受け付けます。持参・郵送、FAXによる提出は受け付けられません。
- 連携体に参加し、補助金の交付を希望する全ての事業者がjGrantsから応募申請をおこなう必要があります。
- jGrantsでの応募には、gBizIDの取得等、事前準備が必要です。ID取得に2～3週間を要するため、早めのご準備をお願い致します。
- G BizIDを取得できない等、特段の事業がある場合、メールでの申請を受け付けます。詳細は事務局までお問い合わせください。

### jGrantsへのログインから応募申請までの流れ 1.jGrantsへのログイン

#### 手順1



#### 手順2



#### 手順3



## 8. 応募手続き等の概要

### jGrantsへのログインから応募申請までの流れ 2.本事業ページまでの遷移

**手順1** 画面上部の「補助金を探す」を押下して、「補助金を探す」画面を表示します。



#### 手順2

キーワードに「ものづくり等高度連携」と入力の上、「検索」をクリックすると、本事業の情報が画面下部に表示されます。

jGrants 補助金を探す 申請の流れ よくあるご質問 マイページ 山田 太郎

### 補助金を探す

検索

キーワードを入れてください  
ものづくり等高度連携

例：持続化、コロナ、販路開拓

条件から探す

業種

募集中の補助金のみ  検索

1 件中の 1 件目 ~ 1 件目を表示

補助金名	補助金上限額	対象地域	従業員数	募集期間 ↑
令和5年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金	150,000,000 円	全国	900名以下	2023年6月5日 ~ 2023年6月30日

## 8. 応募手続き等の概要

### jGrantsへのログインから応募申請までの流れ 2.本事業ページまでの遷移

**手順3** 申請対象の補助金名を押下すると、補助金の申請詳細画面に遷移します。

補助金名	補助金上限額	対象地域	従業員数	募集期間 ↑
令和5年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金	150,000,000 円	全国	900名以下	2023年6月5日 ~ 2023年6月30日

内容を確認し、公募要領等をダウンロードしてください。

#### 令和5年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金

##### 概要

**補助金のキャッチコピー** 複数の中小企業等が連携し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性向上を図るプロジェクト、新分野、業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクトを支援します。

**補助金のサマリー** ※本補助金は、令和4年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金において、2年間の支援を希望して補助金の交付を受けた事業者のみが応募可能です。

##### ■目的・概要

本補助金は、複数の中小企業等が連携し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性向上を図るプロジェクト、新分野、業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクトについて、その経費の一部を支援することを通じて、中小企業等の経済構造転換及び生産性向上を実現することを目的とします。

**補助金上限額** 150,000,000 円

**補助率** 中小企業者等1/2以内、小規模企業者・小規模事業者2/3以内 ※補助額の上限は連携体としての上限額です。

## 8. 応募手続き等の概要

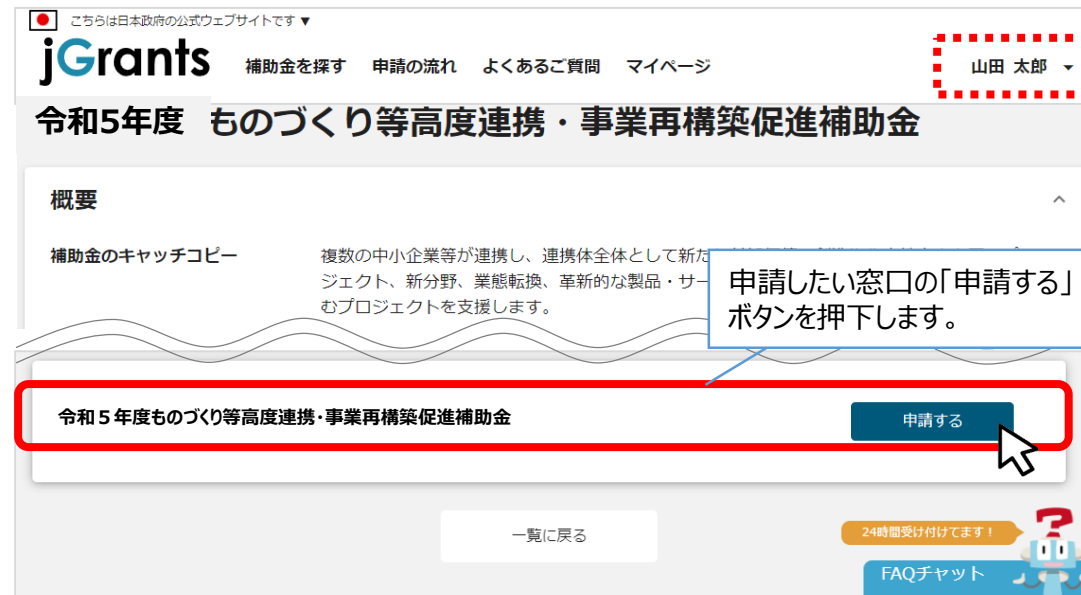
### jGrantsへのログインから応募申請までの流れ 3. 応募申請の方法

#### 手順1

申請をする場合は、画面下部の「申請する」ボタンを押下します。

「一覧に戻る」ボタンを押下すると、「補助金を探す」画面に戻ります。

※GビズIDのログイン後でないと「申請する」ボタンは表示されません。



## 8. 応募手続き等の概要

### jGrantsへのログインから応募申請までの流れ 3. 応募申請の方法

申請フォーム画面から、必要情報を入力します。

こちらは日本政府の公式ウェブサイトです ▼

**jGrants** 補助金を探す 申請の流れ よくあるご質問 マイページ 山田 太郎 ▼

### 申請

**申請先情報**

補助金名	令和5年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金
申請フォーム名	令和5年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金 応募申請用フォーム

**事業者基本情報**

GBizID等の事業者情報がプレ入力されています。空欄があればご入力ください。

法人番号/事業者識別番号	企業規模
連携先7 (参加事業者の名称)	連携先7 (経費額) (半角数字)
連携先8 (参加事業者の名称)	連携先8 (経費額) (半角数字)
連携先9 (参加事業者の名称)	連携先9 (経費額) (半角数字)
連携先10 (参加事業者の名称)	連携先10 (経費額) (半角数字)

申請する 一時保存する

24時間受け付けてます! FAQチャット

フォームに必要事項を記入し、「申請する」ボタンを押下するまでの対応を**6月30日17時まで**にお願いします。



## 9. お問い合わせ先

### 令和5年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金事務局

- 電話番号：03-5213-4058
- メールアドレス：[mono-jigyo-saikochiku2023@nttdata-strategy.com](mailto:mono-jigyo-saikochiku2023@nttdata-strategy.com)
- 受付時間：10:00～17:00（12:00～13:00を除く。祝・祭日を除く月～金）

## 10. Q&A

- 時間の許す限り、チャットにてお寄せいただいたご質問に回答いたします。
- 回答しきれなかったご質問については、後日、本事業のWEBページに公開している「Q&A」にて回答いたします。
- 個別のご質問については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

### 令和5年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金事務局

- 電話番号：03-5213-4058
- メールアドレス：[mono-jigyo-saikochiku2023@nttdata-strategy.com](mailto:mono-jigyo-saikochiku2023@nttdata-strategy.com)
- 受付時間：10:00～17:00（12:00～13:00を除く。祝・祭日を除く月～金）

**本日の説明会は終了しました。  
ご参加いただきありがとうございました。**